

京都市告示第239号

都市計画法（以下「法」という。）第21条第2項の規定において準用する法第19条第1項の規定により、京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）用途地域を変更したので、法第21条第2項の規定において準用する法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を縦覧に供します。

平成25年7月23日

京都市長 門川 大作

1 都市計画を定める土地の区域

変更する部分

京都市右京区太秦安井一町田町、西沢町、松本町、山ノ内五反田町、西八反田町の各一部

2 縦覧場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市都市計画局都市企画部都市計画課

（都市計画局都市企画部都市計画課）